12　法第四十二条の二第十項に規定する財務省令で定める書類は、適格外国証券投資信託の受託者である特定外国法人がその受託をした各適格外国証券投資信託の目論見書（金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書をいう。第十八項第一号において同じ。）その他これに類するもので、当該受託者の名称及び所在地等並びにその受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称の記載のあるものとする。

第十九条の十五第八項中「第四十二条の二第七項」を「第四十二条の二第八項」に改め、同項第一号中「第四十二条の二第六項第一号」を「第四十二条の二第七項第一号」に改め、「の名称」の下に「（当該非課税適用申告書の提出をする特定外国法人が法第四十二条の二第四項に規定する適格外国証券投資信託（以下この条において「適格外国証券投資信託」という。）の受託者である場合には、当該受託者の名称及びその受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称）を加え、「前項に規定する」を「当該非課税適用申告書の提出をする外国金融機関等又は特定外国法人が恒久的施設を有する」に、「にあつては、同項」を「である場合には、前項」に改め、「及び法人番号」の下に「（法人番号を有する特定外国法人が適格外国証券投資信託の受託者である場合には、当該受託者の名称、所在地等及び法人番号並びにその受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称）」を加え、同項第二号中「第十八項第三号」を「第二十一項第三号」に、「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券現先取引」に、「第十八項第四号」を「第二十一項第四号」に改め、同項第三号中「第四十二条の二第五項」を「第四十二条の二第六項」に改め、同項第四号イ中「第四十二条の二第六項第一号ロ」を「第四十二条の二第七項第一号ロ」に改め、同号ロ中「特定外国法人　当該」を「特定外国法人（適格外国証券投資信託の受託者である特定外国法人が当該適格外国証券投資信託の信託財産につき法第四十二条の二第三項に規定する支払を受ける利子の支払を受ける場合における当該特定外国法人を除く。ロにおいて同じ。）　当該」に、「第四十二条の二第六項第二号ロ」を「同条第七項第二号ロ」に改め、同項第五号中「第二十七条の二第十七項」を「第二十七条の二第十九項」に改め、同項第六号中「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券現先取引」に改め、同項第七号中「前項に規定する」を「恒久的施設を有する」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第四十二条の二第七項」を「第四十二条の二第八項」に改め、「同項に規定する」及び「にあつては、当該外国法人」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　施行令第二十七条の二第九項第四号ロに規定する財務省令で定める利率は、次の各号に掲げる債券現先取引の区分に応じ、当該各号に掲げる債券現先取引の約定をした日の前日以前三月間において、当該各号に定める外国通貨に係る利率（当該各号に定める外国通貨ごとに当該各号に定める外国通貨に係る外国における前項の加重平均値に相当する利率として内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める利率として公表されたものに限る。）のうち、最も高い利率（当該利率が零を下回る場合には、零）とする。

一　法第四十二条の二第三項第二号又は第三号に掲げる債券（以下この項において「外国債券」という。）次項第一号に掲げる外国及び同号に定める外国通貨に係るものに限る。）に係る債券現先取引　当該外国通貨

二　外国債券（次項第二号に掲げる外国及び同号に定める外国通貨に係るものに限る。）に係る債券現先取引　当該外国通貨

三　外国債券（次項第三号に掲げる外国及び同号に定める外国通貨に係るものに限る。）に係る債券現先取引　当該外国通貨

四　外国債券（次項第四号に掲げる外国及び同号に定める外国通貨に係るものに限る。）に係る債券現先取引　当該外国通貨

8　施行令第二十七条の二第十一項に規定する財務省令で定める外国は、次の各号に掲げる外国とし、同項に規定する財務省令で定める通貨は、当該各号に掲げる外国の区分に応じ当該各号に定める外国通貨とする。

一　アメリカ合衆国　アメリカ合衆国通貨

二　英国　英国通貨

三　欧州経済通貨統合参加国　欧州経済通貨統合参加国通貨

四　オーストラリア　オーストラリア通貨

第十九条の十五に次の一項を加える。

23　内閣総理大臣は、第七項の規定により利率を定めたときは、これを告示する。

第二十条第八項第四号中「含む事業年度（当該」を「含む事業年度（その」に改め、「から当該分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、」を削り、「から当該分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した」を「のうちいずれか早い日から当該分割等の日の前日までの期間（以下この号において「届出対象期間」という。）内の日を含む」に改め、「各事業年度（当該」の下に「分割法人等の」を加え、「は当該連結事業年度とし、当該分割等事業年度開始の日が当該分割承継等事業年度開始の日前である場合には当該分割等事業年度開始の日から当該分割承継等事業年度開始の日の前日までの期間を含む。）の施行令第二十七条の四第九項」を「は、当該分割法人等の連結事業年度）に係る施行令第二十七条の四第七項」に改め、「移転試験研究費の額」の下に「（分割等事業年度にあつては、届出対象期間に係るものに限る。）」を加え、同条第二十七項中「第二十七条の四第二十一項」を「第二十七条の四第二十六項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十六項中「第二十七条の四第十九項の」を「第二十七条の四第二十四項の」に改め、「から当該分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した」を「のうちいずれか早い日から当該分割等の日の前日までの期間（以下この号において「届出対象期間」という。）内の日を含む」に改め、「各事業年度（当該」の下に「分割法人等の」を加え、「は当該連結事業年度とし、当該分割等事業年度開始の日から当該分割承継等事業年度開始の日の前日までの期間を含む。）の施行令第二十七条の四第十九項の」を「は、当該分割等事業年度開始の日から当該分割承継等事業年度開始の日の前日までの期間を含む。）の施行令第二十七条の四第十九項に規定する」を「は、当該分割法人等の連結事業年度にあつては、届出対象期間に係るものに限る。）」を加え、同項を同条第三十四項とし、同条第二十五項中「第二十二項又は第二十三項の処分（第二十二条の二十三第二十二項又は第二十三項又は第三十一項の処分（第二十二条の二十三第三十項又は第三十一項」に、「第四十二条の四第一項、第三項又は第七項」を「第四十二条の四第八項第三号」に、「事業年度」を「適用年度」に、「同条第八項第十号」を「同項第十一号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十四項中「第三十九条の三十九第十八項」を「第三十九条の三十九第二十三項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十三項中「第二十七条の四第十九項」を「第二十七条の四第二十四項」に、「第三十九条の三十九第十八項」を「第三十九条の三十九第二十三項」に、「第二十五項及び第二十六項第四号」を「第三十三項及び第三十四項第四号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十二項を同条第三十項とし、同条第二十一項中「第二十七条の四第十九項の」を「第二十七条の四第二十四項の」に、「第一号及び第二十六項」を「第一号及び第三十四項」に、「同条第十九項」を「同条第二十四項」に、「（以下この項及び第二十六項」を「（以下この項及び第三十四項」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第十九項」を「第二十七条の四第二十四項」に、「第二十六項」を「第三十四項」に改め、同項第四号中「第二十七条の四第十九項」を「第二十七条の四第二十四項」に、「法第四十二条の四第八項第十号」を「同条第二十二項」に改め、「いう」の下に「。第三十四項第四号において同じ」を加え、同項を同条第二十九項とし、同条第二十項中「第二十七条の四第十四項第四号」を「第二十七条の四第十九項第四号」に、「第二十七条の四第十三項第八号」を「第二十七条の四第十八項第二号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十九項中「第二十七条の四第十四項第二号」を「第二十七条の四第十九項第二号」に改め、同項各号を次のように改める。

一　施行令第二十七条の四第十八項第二号に掲げる試験研究　当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額（以下この項において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査（専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいう。以下この項及び次項において同じ。）を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額